

平成 30(2018)年度食品、添加物等の年末一斉取締り等実施結果について

1 年末一斉取締り

食品流通量が増加する年末及び食中毒が最も多く発生する冬期において、積極的に食品の衛生確保を図り、食中毒の発生防止に努めることを目的として、県内の食品等事業者に対する一斉監視等を行いました。

(1) 実施機関 平成 30(2019)年 12 月 3 日(月)～12 月 28 日(金)

(2) 重点監視指導事項

ア 食品等事業者へ HACCP に基づく衛生管理の導入を推進するための普及啓発

イ 大量調理施設等に対するノロウイルス食中毒対策について

ウ 腸管出血性大腸菌等による食中毒対策について

エ 生食用食肉等を取扱う施設等に対する監視指導について

オ 産地直売所等における食品表示の適正化について

【立入検査結果（表 1）】

延べ 1,590 施設に対して立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反発見施設はありませんでした。

【収去検査結果（表 2）】

食品の検査は、129 検体を対象に規格基準等の検査を行いました。

検査の結果、食品衛生法等の違反は発見されませんでした。

表 1 立入検査結果

	業 種	監視指導 延施設数	違 反 施設数	備 考
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 業 種	飲食店営業	421		
	菓子製造業	83		
	乳処理業	2		
	乳製品製造業	7		
	魚介類販売業	96		
	魚介類せり売り営業	1		
	食品の冷凍または冷蔵業	2		
	かん詰またはびん詰食品製造業	5		
	喫茶店営業	37		
	あん類製造業	4		
	アイスクリーム類製造業	11		
	乳類販売業	115		
	食肉処理業	2		
	食肉販売業	92		
	食肉製品製造業	2		
	乳酸菌飲料製造業	1		
	みそ製造業	8		
	酒類製造業	3		
	豆腐製造業	7		
	納豆製造業	2		
めん類製造業	15			
そうざい製造業	21			
添加物（規格あり）製造業	3			
清涼飲料水製造業	3			
小計	943			

食品衛生法の許可を要しない業種	給食施設	2		
	食品製造業	71		
	野菜果物販売業	72		
	そうざい販売業	87		
	菓子販売業	92		
	食品販売業	199		
	添加物の販売業	64		
	器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	60		
	小計	647		
合計	1,590			

表2 収去検査結果

品目	検体数			違反件数	備考
	国産	輸入	合計		
魚介類	10		10		
魚介類加工品	10		10		
食肉		5	5		
乳	2		2		
穀物	2	4	6		
菓子類	28		28		
(上記以外の) 穀類加工品	2		2		
野菜果物乾燥品及び加工品		4	4		
そうざい及びその半製品	56		56		
その他の食品	4	2	6		
合計	114	15	129		